

下請セーフティネット債務保証事業の導入について

平成20年4月より下請セーフティネット債務保証事業（工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度）を導入します。

【下請セーフティネット債務保証事業とは】

杉並区から公共工事を受注・施行している中小・中堅元請企業が、杉並区の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権を事業協同組合等に譲渡することにより、同組合等から運転資金を調達することができる制度です。

事業協同組合等が金融機関から融資資金を調達する際に、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うため、中小・中堅元請企業へ低利な運転資金を提供することができます。

<財団法人建設業振興基金>

建設業の振興に寄与することを目的として、昭和50年に国と建設業者団体等からの拠出によって設立された公益法人です。

【債務保証事業を利用の手続】

1 利用できる請負企業

振興基金に出えんしている事業協同組合等に加入している企業です。

2 対象工事

- (1) 請負金額1,000万円以上の杉並区発注工事を受注した中小・中堅元請企業受注のもの
- (2) 工事の進捗率が全体の50%以上を経過したもの
- (3) 工事が申請年度内に終了するもので、履行期日まで2週間以上工期があるもの
- (4) 債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事以外のもの

3 債権譲渡の承認・契約

- (1) 履行保証人と契約している場合、履行保証人の承認が必要となります。
- (2) 財団法人建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合等と債権譲渡契約を結ぶ必要があります。

4 杉並区への債権譲渡の承諾申請

- (1) 申請先 経理課契約担当へ事業協同組合等と一緒に申請して下さい。
- (2) 提出書類

債権譲渡承諾依頼書（区の様式が必要です。）

債権譲渡契約証書の写し

工事履行報告書

発行日から三ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書

履行保証人が債権譲渡を承認していることを証するもの

財団法人建設業振興基金が発行した債務保証承諾書の写し

債権譲渡通知書

【お問い合わせ先】杉並区経理課契約担当 03-3312-2111 内線 1535～1537

手続きの流れ図

